

平成28年第6回

置戸町議会定例会会議録

平成28年9月26日開会

平成28年9月27日閉会

置戸町議会

平成28年第6回置戸町議会定例会（第1号）

平成28年9月26日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第62号 財産の取得について
- 日程第 9 同意第 3号 置戸町監査委員の選任について
- 日程第10 同意第 4号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 5号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 認定第 1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 3号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 4号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 報告第 9号 平成27年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第21 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 58 号 平成 28 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 59 号 平成 28 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 60 号 平成 28 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 61 号 平成 28 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 62 号 財産の取得について
- 日程第 9 同意第 3 号 置戸町監査委員の選任について
- 日程第 10 同意第 4 号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 同意第 5 号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 12 諮問第 1 号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 13 認定第 1 号 平成 27 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 認定第 2 号 平成 27 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 3 号 平成 27 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 4 号 平成 27 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 5 号 平成 27 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 6 号 平成 27 年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 7 号 平成 27 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 報告第 9 号 平成 27 年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 21 報告第 10 号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 1 番 | 前 田 | 篤 議員 | 2 番 | 澁 谷 | 恒 壹 議員 |
| 3 番 | 高 谷 | 勲 議員 | 4 番 | 佐 藤 | 勇 治 議員 |
| 5 番 | 阿 部 | 光 久 議員 | 6 番 | 岩 藤 | 孝 一 議員 |
| 7 番 | 小 林 | 満 議員 | 8 番 | 石 井 | 伸 二 議員 |
| 9 番 | 嘉 藤 | 均 議員 | 10 番 | 佐 藤 | 純 一 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

- | | | | | | |
|-------|-----|-----|----------|-----|-----|
| 町 長 | 井 上 | 久 男 | 副 町 長 | 和 田 | 薫 |
| 会計管理者 | 鎌 田 | 満 | 町づくり企画課長 | 栗 生 | 貞 幸 |

総務課長 菅野博敏
町民生活課長 鈴木伸哉
施設整備課長 大戸基史
施設整備課技監 高橋一史
総務課総務係長 芳賀真由美

総務課参与 東
産業振興課長 深川正美
地域福祉センター所長 須貝智晴
町づくり企画課財政係長 小島敦志

〈教育委員会部局〉

教育長 平野毅
社会教育課長 蓑島賢治
図書館長 今西輝代教

学校教育課長 坂森誠二
森林工芸館長 五十嵐勝昭

〈農業委員会部局〉

事務局長 深川正美(兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田中英規
臨時事務職員 中田美紀

議事係表 祐太郎

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第6回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 阿部光久議員及び6番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。
事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第58号から議案第62号。
- ・ 同意第3号から同意第5号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 諮問第1号。
- ・ 報告第9号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第10号。

今期定例会に、議案等説明のために出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会、4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 それでは、北見地区消防組合議会の結果報告をさせていただきます。

去る平成28年7月19日招集の第3回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。
初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月19日の1日間と決定しました。

先に、副議長の選挙につきましては、小川清人副議長の辞職に伴う選挙により、議長の指名推薦により中崎孝俊議員が副議長に指名推薦され当選いたしました。次に、議会運営委員会委員の辞任については、中崎孝俊議員の議会運営委員会委員の辞任が許可がなされました。次に、議会運営委員会の選任については、加城博志議員を委員会条例により議長より指名し選任されました。

次に、本会議に提案された議件は、4件であります。

議案第1号 平成28年度北見地区消防組一般会計補正予算については、歳入歳出2,053万1,000円を追加し、64億6,353万1,000円といたすもので、置戸町関係分につきましては、第4回定例町議会で説明のとおり、退職消防団員1人分の退職報償金33万4,000円の計上であります。

次に、議案第2号 委託契約の締結については、消防本部・消防署の移転改築に伴う、通信指令システム移設更新整備事業委託契約の締結についての提案であり、予定価格1億5,000万円を超えるため、条例の規定により議決を求めるものです。

次に、議案第3号 財産の取得については、消防署端野支署の小型動力ポンプ付水槽車の更新整備で、取得価格が3,000万円を超えるため、条例の規定により議決を求めるものです。

次に、議案第4号 財産の取得については、留辺蘂消防団の消防ポンプ自動車の更新整備で、取得価格が3,000万円を超えるため、条例の規定により議決を求めるものです。

辻管理者より一括して提案理由の説明がなされ、その後、議案第1号から議案第4号までに対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。休憩後、中崎副議長の進行により、追加第1号 宮沢議長の一身上の都合による議長辞職願の許可がなされました。また、追加第2号 議長の選挙については、副議長からの指名推薦により、小川清人議員が議長に当選し、新旧議長の挨拶がなされ閉会しました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組議会の結果報告といたします。

平成28年9月12日 報告者 佐藤勇治。

○佐藤議長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を行う前に、お許しを頂きまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

この度の、私自身の不養生によりまして、体調不良による入院を余儀なくされました。診断名は、穿通枝梗塞ということですが、2週間の入院で、今月12日に退院することができたわけであ

りますが、この間、町民の皆さんはじめ、町議会議員の方々、職員の皆さんに多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしました。心からお詫びを申し上げますと共に、これからの町政に一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

さて、行政報告を3点申し上げたいと思います。

初めに、9月1日現在の生育概況について申し上げたいと思います。本年は3月から温暖傾向となり、融雪も順調に進みまして、4月下旬から5月上旬にぐずついた状況もありましたが、その後、6月上旬にかけて平均気温は高く、日照時間も多く、各作物とも植え付け作業は順調に進みました。しかし、8月の度重なる台風の通過に伴い、大雨による河川の氾濫等から、農作物への冠水や農地の流出、農業施設等への被害が発生いたしました。さらに、圃場の停滞水等から、収穫作業に遅れを生じさせております。

9月1日現在の農作物の生育概況につきましては、お手元の資料のとおりであります。その概況、概要をご報告申し上げたいと思います。

最初に秋まき小麦であります。春先の好天により起生期、幼穂形成期ともに平年より4日から6日ほど早く進んだわけですが、6月の低温多雨、雨が多かったわけですが、この成熟期は3日遅くなりまして、収穫作業の収量も8月11日となりました。登熟日数は十分確保できたものの、昨年の播種から越冬前の低温により生育量が少なかったため、収量は豊作であった前年度より約10%減収の反収627キログラムとなりました。なお、本年31.63ヘクタールの圃場で、なまぐさ黒穂病の発生が見られ、約26ヘクタールが廃耕となりました。次年度以降の発生動向に注意が必要となっております。

次に、春まき小麦であります。平年並みの播種期により順調に8月6日の成熟期を迎え、収穫作業も大雨前の8月13日に完了しております。収量は、6月の低温により、昨年比3.7%減の反収519キログラムとなりました。

次に、ばれいしょであります。植え付け作業も順調で、萌芽期も5月28日と平年より3日ほど進んでいました。6月中旬の低温多雨により、着蕾、開花ともに遅れたものの、茎葉を維持し順調に生育していたわけですが、これも台風による記録的な大雨により、芋の露出や圃場の停滞水による収穫遅れ、さらには、腐れが発生してきており、品質低下が懸念されております。収量は、前年並みの見込みですが、懸念されたジャガイモシストセンチュウ、シロシストセンチュウの新たな発生は、本町においては見られませんでした。

次に、てんさいについて申し上げます。移植栽培は、育苗、移植期ともに天候に恵まれて、平年より9日程度早まりました。その後も平均気温が高く推移し、作況圃における根周は32.2センチメートルと生育が順調に進んでおります。直播栽培も播種作業が順調に終了し、平年より10日程度早まって生育が進み、作況圃における根周も移植と同等の状況になっております。なお、8月の大雨により一部根腐れや褐斑病も散見される状況ですが、収量は移植で反収5.8トン、糖度16.7%、直播で4.8トン、糖度は16.9%を見込んでおります。

次に、高級菜豆であります。播種、出芽とも平年より早まりましたが、6月の低温で開花は平年並みに戻っております。着莢数は、35.3で平年値を上回っており、台風による倒伏も懸念されま

したが、被害は少なく順調に生育しております。

たまねぎは播種作業が順調に進み、平年より8日程度早まりましたが、移植作業は5月上旬の降雨等により、5月13日と平年並みとなりました。移植後は好天が続き干ばつ気味ではありましたが、6月の降雨で順調に生育を維持して、球径も8.6センチメートルと順調に肥大しております。しかし、8月の台風の影響により、停滞水、または冠水による収穫作業の遅れや、一部品質低下が懸念されます。収量見込みは、昨年並みの反収5,980キログラムを見込んでおります。

牧草の1番草は、干ばつ気味の天候で、草丈はやや短く収穫期の6月中旬の降雨で収穫にも遅れが生じました。2番草は、十分な草丈を確保しましたが、8月の台風の影響により、1番草同様、収穫遅れを生じております。

飼料用とうもろこしにつきましては、播種作業も順調に進み、また好天に恵まれて平年より5日早く、5月24日に終了いたしました。しかし、6月の低温等の影響により、生育は平年並みに戻しております。台風により倒伏も懸念されましたが、特段の被害もなく、8月24日乳熟期を迎え、生育は順調に推移しております。

以上、農作物の生育概要の報告といたします。

2点目は、置戸町内における国及び北海道の直轄事業についてであります。初めに、網走開発建設部北見道路事務所が所管している事業ですが、一般国道242号の維持補修工事等4件、5,200万円。北見河川事務所所管の常呂川維持工事で2件、640万円。合わせて6件、5,840万円で維持補修が進められております。

次に、北海道関係で、オホーツク総合振興局、網走建設管理部が所管する事業であります。本別留辺蘂線の改良工事等8件、2億4,856万1,000円。河川関係は、訓子府川改修工事の1件、800万円の予定となっております。道路・河川合わせまして9件で2億5,656万1,000円で工事が進められております。

次に、総合振興局林務課が所管する事業であります。置戸地区復旧治山工事、平成27年度繰越として1件、8,260万4,000円で工事が完了しております。

最後に、中部耕地出張所の事業につきましては、春日地区農道整備として、道路改良工事それらに伴う用地買収等と、農地整備事業畑地帯担い手育成型の事業であります。これら面整備工事として、また、道路改良・排水路整備に伴う用地買収等合わせまして11件で、3億5,954万6,000円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄事業含めて全部で27件、総額7億5,711万2,000円で事業が進められております。昨年度は27件、総額で4億6,590万8,000円でしたので、事業費ベースで前年度対比162.5%、2億9,120万4,000円の増額となっております。増額の要因は、先程も申し上げておりますように、本別留辺蘂線の道路工事と農地整備事業の面整備工事によるものであります。

最後に、台風による大雨被害の状況についてであります。本年8月、9年ぶりに本道に上陸した台風や前線の停滞により、道内各地では記録的な大雨となり、河川の氾濫による道路の決壊、農業施設や住宅への浸水被害が発生したほか、水害による犠牲者が出るなど、甚大な被害をもたらしました。中でも8月17日の台風7号、21日の台風11号に続き、23日の台風9号による被害が大きく、

本町でも常呂川が避難判断水位に達し、氾濫する恐れがあるとの判断から避難勧告を発令し、避難所や自主避難所を開設して、住民の安全確保に努めました。幸いにして本町では人的被害はありませんでしたが、この台風で犠牲になられた方々に対し、心よりご冥福をお祈りいたします。

さて、本町における被害状況であります。8月3日の午後になりまして、置戸市街から秋田地域における局地的に雷を伴った激しい雨となりました。1時間に34ミリを記録した秋田地区では、土砂災害警戒情報も発表されましたが、幸い人家への被害はありませんでした。しかし、町道や林道等の一部に土砂流入や洗掘等の小規模な被害が発生したり、農業関係では、牛舎の冠水が1戸、畑の一部で冠水等が確認されたわけではありますが、大きな被害とはなりませんでした。

次に、8月17日、本道に上陸した台風7号では、午前中に大雨警報、洪水警報が、また、夕方には鹿ノ子ダムの上流域を対象とした土砂災害警戒情報も発表されました。常元では、1日の降水量が145ミリと観測史上最高を記録し、町内全域でも100ミリから170ミリの雨量を観測いたしました。この雨により、勝山地区では5戸、秋田地区で1戸の建物の浸水被害がありました。農業関係では、河川の氾濫等により、てんさいやたまねぎ畑等で冠水、停滞水等が発生し、5.2ヘクタールの被害を受けました。道路も陥没や路肩の崩落、洗掘等の被害により、8路線を通行止めいたしました。さらに、町有施設における被害は、おけとパークゴルフ場で南面の治山事業を実施した法面3箇所が崩落。鹿の子沢では、河川の増水により駐車場までの路肩の流出や土砂崩れ、倒木、増水により散策路がいたるところで被害を受けました。このほか、わかさぎ孵化場や釣り場、勝山墓地でも被害が発生しております。

続いて、台風11号と台風9号であります。台風11号の接近に伴い、8月19日から断続的な雨が続く中、22日未明にかけて台風11号が本道を通過。続いて、台風9号が上陸し、23日昼前にオホーツク海に抜け、温帯低気圧へと変わりました。この2つの台風により町内全域では、4日間にわたり断続的な大雨に見舞われ、境野では20日に1時間の最大降水量が30.5ミリ、1日の最大降水量が114.5ミリを記録しております。この日の境野の降水量は、8月の平均降水量に匹敵し、8月の総雨量も月平均降水量の3.6倍、414ミリとなりました。20日午後からは、秋田、勝山地区で、河川の水位が上昇し、午後3時過ぎには置戸地区全域を対象とした土砂災害警戒情報が発表されたことから、午後4時に災害対策本部を設置し、同時に、秋田、勝山地区に自主避難所を開設いたしました。その後、常呂川の水位が避難判断水位に達しているとの情報や、これまでの降雨状況から、常呂川が氾濫する恐れがあるとの判断をいたしまして、午後7時に置戸地区に避難勧告を発令し、避難所2箇所、福祉避難所1箇所のほか、3地区にも自主避難所を設置し対応にあたりました。最終的に避難所は、23日午前11時に閉鎖いたしましたが、延べ153名の方が避難されました。

被害状況であります。17日の台風7号による被害箇所を含め、さらに、大きな被害へと拡大いたしました。住宅では、秋田、勝山地区での床下浸水が2戸。道路では、路肩の崩落、陥没、洗掘等により舗装道路が10路線。未舗装道路で、40路線が被害を受け、舗装道路のうち、被害が大きかった町道秋田中里線の2箇所については、公共土木施設災害での復旧を予定しております。また、林道や作業道でも、路肩崩落、洗掘等により10路線が被害を受けました。河川では、土砂の流入や護岸ブロックの破損が20箇所となっております。公共施設では、台風7号による被害から規模が拡大し、パークゴルフ場3施設、鹿ノ子ダム周辺では、湖面水位が約10メートル上昇したことから、わ

かさぎ孵化場が一時2メートル以上浸水したほか、湖水まつりの会場でもありますが、湖畔の施設崩壊や、あるいは、わかさぎ釣り場での道路でも洗掘が拡大いたしました。さらに、鹿の子沢や墓地での被害も大きなものとなりました。この間、8月20日から23日まで、網走開発建設部並びに美幌自衛隊の災害対策現地情報連絡員、リエゾンと呼んでおりますが、この連絡員の方々が派遣されまして、万が一の災害拡大に備え、24時間体制で気象情報の提供や災害対策への助言など支援をいただきました。

最後に、30日から31日にかけて接近した、台風10号ではありますが、常元の観測所では、29日から30日までの2日間で105.5ミリの雨量を観測いたしました。勝山地区で前回被害を受けた農地が河川の決壊により再度被害を受けましたが、その他、町内での大きな被害は発生しませんでした。

以上、8月の台風による被害状況であります。置戸町における台風による大規模な災害記録は、皆さんもご承知のように、昭和50年8月の台風6号におきまして、常呂川が警戒水位を1.2メートル上回り、住宅浸水が約200戸、道路橋梁の被害が57箇所、農作物の被害も302ヘクタールに及ぶ大規模なものであります。今回の台風は、この50年災に次ぐ大規模なものとなり、災害対策本部の設置や避難所を開設し対応にあたったわけではありますが、同時に、多くの町民並びに、消防団員の方々にも土嚢積みや土砂上げ等の応援をいただきました。また、網走開発建設部をはじめ、関係機関の皆さんに多大なるご支援、ご協力を賜りましたこと、心よりお礼を申し上げたいと思います。今後は、関係機関のご協力をいただきながら、一日も早い災害復旧に努めてまいります。さらには、今回の災害を教訓として、今後も大雨洪水等に対する災害体制の強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げまして行政報告とさせていただきます。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から

◎日程第 7 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)まで

————— 4件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から日程第7 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第58号は、平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)であります。また、議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第

1号)であります。4議案とも、それぞれ所管の課長が議案の説明について申し上げます。

〈議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 まず、議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第58号について説明をいたします。

平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,559万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,399万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、後ほど別冊の平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第3号)により説明をいたします。

第2条 地方債の補正について説明いたしますので、本議案の3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

今回の補正は、8月の台風により被害を受けました、町道並びに町有施設に係る災害復旧事業債の追加となります。町道秋田中里線災害復旧工事で840万円、勝山墓地災害復旧工事で180万円、合わせて1,020万円の追加となります。記載の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

次に、事項別明細書により説明いたしますので、最終ページ14ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。

区分の欄、2. 災害復旧債、(1) 補助災害復旧の当該年度中増減見込額の記載見込額欄に840万円を。次の、(2) 単独災害復旧欄に180万円を追加し、一番下の合計欄ですが、本年度の起債見込額は、12億4,830万円。一番右下になりますが、当該年度末現在見込額は、53億9,365万円となります。

引き続き、歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

〈議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,015万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開いたします。

休憩	10時42分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第60号について説明をいたします。

平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,222万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第61号について説明をいたします。

平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,370万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これて議案第58号から議案第61号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 8 議案第62号 財産の取得について

○佐藤議長 日程第8 議案第62号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第62号は、財産の取得についてでございます。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 議案第62号 財産の取得について説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記

1. 品名 スクールバス (三菱TPG-BE640GSN 29人乗り)。
2. 数量 1台。
3. 契約方法 指名競争入札。
4. 契約金額 金831万8,127円。
5. 契約の相手方 北見市西三輪1丁目646番地4、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう北見支店支店長須貝義則。

参考までに、入札結果についてお知らせいたします。入札執行日は、9月9日で、指名業者は、町外3業者、3社の参加により行いました。入札回数は、1回で落札しております。今回のスクールバス購入事業は、平成28年度へき地児童生徒援助費等補助金のスクールバス購入事業費補助金を活用し、まきば号を更新するものです。納入期限につきましては、平成29年3月31日としています。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号 財産の取得についてを採決します。

議案第62号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第62号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 同意第 3号 置戸町監査委員の選任について

○佐藤議長 日程第9 同意第3号 置戸町監査委員の選任についてを議題とします。

代表監査委員は退場してください。

(本間靖洋代表監査委員 退席)

○佐藤議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第3号は、置戸町監査委員の選任についてでございます。

本町監査委員、本間靖洋氏は、平成28年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります。住所は、常呂郡置戸町字置戸5番地の18、氏名は、本間靖洋氏でございます。生年月日は、昭和17年10月9日生まれで現在73歳でございます。

本間靖洋氏の経歴等について簡単に申し上げたいと存じます。昭和37年、道立札幌南高等学校を卒業され、昭和43年に酪農学園大学の酪農科を卒業された後、当時の置戸町農業協同組合に務められておりました。営農部を中心としての仕事でありましたけれども、昭和60年から管理部の方に移られまして、融資相談課の課長補佐をはじめ、融資相談課の課長、そして、振興センターの推進課長を務められた後、農業改善対策室の事務局長等を務められました。平成16年3月に農協を退職された後、いろいろな地域活動をやっておられたわけですが、置戸町監査委員を平成20年10月から本年9月まで2期8年間務められておりました、引き続いて監査委員として選任いたしたく同意を求めるものでございます。

同意についてよろしくお願いを申し上げ、提案とさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町監査委員の選任についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

(本間靖洋代表監査委員入場、着席)

休憩 11時15分

再開 11時16分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第10 同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第4号は、置戸町教育委員会委員の任命についてであります。本町教育委員会委員藤川直子氏につきましては、平成28年9月30日付をもって退任されたので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります。住所は常呂郡置戸町字境野5番地の11。氏名は北村幸代氏でございます。生年月日は昭和50年9月25日生まれで、現在と言いましようか、41歳になったばかりであります。

北村幸代氏の略歴等について申し上げます。富山県高岡市の出身で、平成6年3月に富山県国際大学附属高等学校を卒業された後、平成8年3月に音更町にあります、帯広大谷短期大学を卒業されました。同年4月により、陸別町にあります、社会福祉法人北勝光生会に入社をしまして、その後、平成14年の4月に置戸小学校の公務補であります、北村敏幸さんと結婚をされた期に、置戸町に居住をされております。現在は、小学生の子供さん、お2人ではありますが一男一女のお子さんがいらっしゃいますが、平成18年から社会福祉法人信愛会、こじか保育園で保育士として勤務されたその後、認定こども園置戸町こどもセンターどんぐりで保育士として引き続き勤務をされておりました。少子高齢化という社会の急激な変化の中、改めて地域の発展を支える基盤として教育の重要性が認識されている今日であります。北村氏が北海道に来られたきっかけが障害者福祉と児童福祉の道を志して帯広大谷短期大学へ進学されたことを伺いまして、まさにその両方の施設勤務を経験され、慈愛に満ちた観点から、積極的なご意見、あるいは、生の声を教育行政に反映していただけるものと期待しているところであります。ご賢察を賜りまして、任命の同意についてよろしくお願いを申し上げ、提案

とさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第11 同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第11 同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第5号は、置戸町教育委員会委員の任命についてであります。本町教育委員会委員河野智子氏は、平成28年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります。同じく河野智子氏で、住所は常呂郡置戸町字雄勝502番地の5。生年月日は昭和41年4月12日生まれで、現在満50歳でございます。

河野智子氏の略歴等について簡単に申し上げたいと思います。昭和60年3月に北海道静内高等学校を卒業された後、弘前大学に進まれまして、平成元年4月より、小樽市の株式会社北一硝子に入社をされております。その後、平成3年5月から本町の地遊人の一人として置戸町に居住し、平成4年12月に河野由文さんとご結婚され、現在、一男二女の母親でいらっしゃいます。

置戸町における奉職等についてであります。平成19年の4月から平成27年5月まで置戸町立図書館協議会委員を務められたほか、青少年育成推進委員会委員や置戸町まちづくり基本条例策定委員、置戸町行政改革推進委員会の委員を務められ、平成27年6月から現在まで教育委員会委員を務められております。これまでも置戸町の教育行政に貴重なご意見をいただいておりますが、引き続き積極的なご意見を教育行政に反映していただけるものと期待しているところであります。任命の同意についてよろしくお願いを申し上げまして、提案とさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。
本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第5号 置戸町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第12 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦に
ついて

○佐藤議長 日程第12 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました諮問第1号は、置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本町人権擁護委員候補に、次の者を推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものであります。

現在の委員であります、磯川直文氏は、本年9月30日までの任期でしたが、この度、委嘱発令回数の見直しにより、年4回から年2回に集約されたことに伴いまして、任期が3か月伸長され、12月31日をもって任期満了になります。後任の候補者として、磯川氏を引き続き推薦したく議会の意見を求めるものでございます。

住所は常呂郡置戸町字境野138番地。氏名は磯川直文氏でございます。生年月日は昭和33年1月1日生まれで、現在58歳でございます。

磯川氏の略歴等について申し上げます。職歴等の経歴につきましては、現在、町内境野にて宗教法人良誓寺代表役員僧侶であります。平成7年から15年までの8年間、町立へき地保育所境野保育園の園長。平成10年から現在まで、置戸町営住宅入居者選考委員会委員。平成8年から、置戸消防団の境野分団員。平成15年12月から平成19年12月まで、境野分団の分団班長。平成16年の10月から、人権擁護委員等の公職がございまして、現在まで人権擁護委員として経験豊かな活動実績から、置戸町人権擁護委員の候補者として推薦を申し上げますので、ご審議をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任者に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任とすることに決定しました。

◎日程第13 認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第19 認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第13 認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19 認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第1号は、平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。また、認定第7号は平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。この間の認定の部分も含めまして、内容については町づくり企画課長の方からご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 認定第1号から第7号までについて説明をいたします。平成27年度の各会計決算につきましては、6月30日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて8月1日監査委員の審査に付したところであります。9月2日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次にお配りいたしました資料ですが、黄色の表紙のものは平成27年度置戸町一般会計・特別会計決算書となります。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を会計毎にまとめ、183ページからは財産に関する調書、195ページからは基金運用調書を添付しております。

このほかに別冊で、法に定める資料といたしまして、各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書、監査委員の審査意見書。参考資料として薄緑色の表紙の平成27年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付しております。

〈認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 それでは認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計ごとの実質収支に関する調書で説明いたしますので、黄色い表紙の平成27年度置戸町一般会計特別会計決算書の82ページをお開きください。一般会計実質収支に関する調書になります。歳入総額4億8,533万2,000円。歳出総額4億3,503万5,000円。歳入歳出差引額は1億5,029万7,000円となります。翌年度へ繰り越すべ

き財源、繰越明許費繰越額の2,793万4,000円を差し引いて、実質収支額は1億2,236万3,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は9,000万円とし、減債基金に積み立てをいたしました。残り3,236万3,000円は平成28年度に繰り越しをいたしました。

以上で認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第2号について説明いたしますので、108ページをお開きください。

認定第2号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額5億4,980万4,000円、歳出総額5億4,173万5,000円、歳入歳出差引額は806万9,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は806万9,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は500万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てをいたしました。残り306万9,000円につきましては、平成28年度に繰り越しをいたしました。

以上で認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第3号について説明いたしますので、120ページをお開きください。

認定第3号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額5,077万2,000円、歳出総額、同額の5,077万2,000円、歳入歳出差引額及び実質収支はゼロとなります。

以上で認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第4号について説明いたしますので、142ページをお開きください。

認定第4号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額3億2,160万8,000円、歳出総額3億772万9,000円、歳入歳出差引額は1,387万9,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,387万9,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を全額の1,387万9,000円とし、介護給付費準備基金に積み立てをいたしました。

以上で認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第5号について説明いたしますので、154ページをお開きください。

認定第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額並びに歳出総額はいずれも1,058万8,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円となります。

以上で認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第6号について説明いたしますので、168ページをお開きください。

認定第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額8億4,812万9,000円、歳出総額8億4,806万1,000円、歳入歳出差引額は6万8,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は6万8,000円となり平成28年度に繰り越しをいたしました。

以上で認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第7号について説明いたしますので、182ページをお開きください。

認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額2億3,025万円、歳出総額2億3,023万1,000円、歳入歳出差引額は1万9,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1万9,000円となり、平成28年度に繰り越しをいたしました。

以上で認定第1号から第7号までの説明を終わります。

○佐藤議長 これから認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 平成27年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成27年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、6番 岩藤孝一議員、7番 小林満議員、8番 石井伸二議員、9番 嘉藤均議員、以上4人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。本日の会議終了後、議員控室において、第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により、口頭をもって通知します。

◎日程第20 報告第9号 平成27年度置戸町財政健全化及び
経営健全化の比率について

○佐藤議長 日程第20 報告第9号 平成27年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第9号は、平成27年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第9号について説明いたします。

平成27年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成27年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成27年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいたします。

1の財政健全化の比率についてですが、平成27年度における健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率についての数値はありません。実質公債費比率が6.6%となり、前年度より0.4ポイントの減少となりました。なお、自主的な財政再建計画などの義務付けがされる早期健全化基準はそれぞれの欄に記載のとおりとなっております。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準はそれぞれの欄に記載のとおりです。

3の監査委員の平成27年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で報告第9号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで報告済とします。

◎日程第21 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第21 報告第10号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第10号について申し上げます。監査委員が平成28年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時48分

平成28年第6回置戸町議会定例会（第2号）

平成28年9月27日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 決議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第 8 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 9 意見書案第4号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第10 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた要望意見書
- 日程第11 意見書案第6号 J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を求める要望意見書
- 日程第12 意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第13 意見書案第8号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第9号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書
- 日程第15 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 決議案第1号 事務検査に関する決議

- 日程第 8 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 9 意見書案第 4 号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第 10 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた要望意見書
- 日程第 11 意見書案第 6 号 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の恒久化等を求める要望意見書
- 日程第 12 意見書案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 13 意見書案第 8 号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革と T P P の拙速な国会承認の反対を求める要望意見書
- 日程第 14 意見書案第 9 号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書
- 日程第 15 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1 番	前 田	篤 議員	2 番	澁 谷	恒 壹 議員
3 番	高 谷	勲 議員	4 番	佐 藤	勇 治 議員
5 番	阿 部	光 久 議員	6 番	岩 藤	孝 一 議員
7 番	小 林	満 議員	8 番	石 井	伸 二 議員
9 番	嘉 藤	均 議員	10 番	佐 藤	純 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上	久 男	副 町 長	和 田	薫
会 計 管 理 者	鎌 田	満	町づくり企画課長	栗 生	貞 幸
総 務 課 長	菅 野	博 敏	総 務 課 参 与	東	誠
町 民 生 活 課 長	鈴 木	伸 哉	産 業 振 興 課 長	深 川	正 美
施 設 整 備 課 長	大 戸	基 史	地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長	須 貝	智 晴
施 設 整 備 課 技 監	高 橋	一 史	町づくり企画課財政係長	小 島	敦 志
総 務 課 総 務 係 長	芳 賀	真 由 美			

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野	毅	学 校 教 育 課 長	坂 森	誠 二
社 会 教 育 課 長	蓑 島	賢 治	森 林 工 芸 館 長	五 十 嵐	勝 昭

図書館長 今 西 輝 代 教

〈農業委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅 野 博 敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田 中 英 規

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 小林満議員及び8番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

9月26日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長には、嘉藤均委員、副委員長には、岩藤孝一委員が互選されました。その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第1号。
- ・意見書案第3号から意見書案第9号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして教育長に一般質問を行いたいと思います。内容的には、教育長よりも町長に質問すべき内容じゃないかというようなことを言われましたけれども、あえてと言いますか、教育長にクラフト関係のことで質問したいというふうに思います。

一般質問のペーパー、配られたペーパーには、簡略的に通告内容が書かれていますけれども、もう少し詳しく通告書には書き込んであると思いますので、その部分でまず質問させていただきたいと思います。

仮称「クラフトパーク構想」の早期実現に向けてということで質問いたします。

オケクラフトが教育委員会部局において行われていることに対しては、町内外からも驚きや大きな評価を得ていると認識しているところでございます。

そこで、総合戦略では、将来の新規開業クラフトマンを13名と見込んでおります。生産教育の理念のもとに、オケクラフトの振興を図らなければなりません。ソフト面はもとよりですが、13名の新規開業クラフトマンを見込むというようなことを踏まえれば、ハード面の整備が緊急の課題だと思います。今後に向け、クラフトパークと言われていましたけれども、そういったエリア、あるいは森林工芸館の改修、改築も含めて早期の実現が必要と思いますが、それを進めるにあたって、教育委員会としてどのような手法で進めていくのかお伺いいたします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 仮称「クラフトパーク構想」の早期実現に向けてということですが、仮称「クラフトパーク構想」とは、森林工芸館ゾーンの整備についてということですが、このことについては、第5次置戸町総合計画の後期実施計画並びに置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略において明記され、現在の森林工芸館の改修並びに新たな森林工芸館の改築等の森林工芸館周辺整備については、本年3月の定例町議会における町長の答弁のとおり、平成30年度、31年度に予定をしているところであります。

オケクラフトの振興を、議員の言われるハード面とソフト面とで考えてみますと、まず、ソフト面については新たな研修プログラムのもとで2年が経過しました。現在、5名を抱える作り手の養成、それと「ものづくり、手仕事の復権」等の生活文化面の側面と一般社団法人化した置戸森林文化振興協会が担うオケクラフト販売の経営、経済行為の側面が両輪を担っていくものと考えています。この両輪の更なる発展があつて、生産教育との理念のもとでオケクラフトの振興が図られるというふうに考えております。

次に、議員が緊急の課題と捉えているハード面の森林工芸館を取り巻くエリアの整備であります。森林工芸館は建築から30年程が経過し、リニューアルの時期に差し掛かっていることから、現在の森林工芸館から網走中部森林管理署までの間をオケクラフトゾーンとして、設備の配置を検討協議していかなければなりません。

この周辺整備における検討協議については、平成23年度に作成された市街地区銀河線跡地構想図は、地域福祉センター北側から網走中部森林管理署に至るまでのエリアを5つに分けたものと、全体図からなる想像図となっており、この構想図について皆さんからのご意見をいただいているところであります。

森林工芸館運営委員会においては、昨年以降、数回ですが、この構想図を参考にしながらフリートークでの意見交換を行ってきております。また、この構想図は作成から4年が経過し、現在の工芸館を郷土資料及び秋岡資料の展示館にという具体的な案も出てきていることから、今までいただいているご意見も抑えながら、この構想図については再度検討をする必要があるかなというふうに思っております。

今後も引き続き意見交換を進めていきたいというふうに思っておりますし、作り手の皆さんや一般社団法人置戸森林文化振興協会の会員、準会員の皆さん、その他、関係者の皆さんからもご意見をいただきながら進めていく必要があるというふうに考えております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、教育長の方から、基本となる総合計画のお話、それから総合戦略の話も出ました。確かに総合計画の中では、町長が答弁されたということでしたけれども、そのとおり平成30年度、4億円を見込み、そして31年度、1億円の予算を見込むということで計画されております。また、創生総合戦略の中でも、戦略の中では具体的な年次ですとか、そういったものは書き込んでありませんけれども、クラフトの振興をしっかりと行うと、そういうようなことで計画されていると思います。

また、もう一つ、教育長は触れませんでしたけれども、第9次の置戸町社会教育5ヶ年計画、2010年から2014年までの5ヶ年計画ですけれども、その中でもしっかりと生涯生産教育を進めるというふうに謳ってあります。

実は、自分も整理整頓ができない方なので第10次の総合5ヶ年計画どうしたのかなと思って探しに探したのですが、貰ったはずなのにといいながら探しましたが出ませんでした。昨日、公民館に行って確認したら、10次はまだ製本されて配付していませんというようなことでした。このことについてここで議論するつもりはありませんけれども、基本的に森林工芸館の改築及びあのゾーンの利活用の方法というのは、この3つの計画を基本として進めていくんだというふうに思います。教育長もそういうふうに言われていたと思います。その銀河線跡地計画の出た構想のパス、あの絵のもとに、運営委員会を中心に数回議論を進めてきた経過があるというふうなことでしたけれども、確かに教育長言われるように、もうかなり古い、5年も前のものですので、これが本当に今も生きているのかというようなこともいろいろ危惧するんですが、運営委員さんを中心に進めていくというようなことでしたけれども、どうなんでしょうかね。銀河線跡地利用ということで、散々今まで木道プロムナード構想に関連して森林工芸館の改築、それを合わせていろんな話が今まで出てきた経緯があると思いますけども、平成30年から31年に進めるということであれば、来年度、平成29年度には具体的な形というものをしっかりと見据えなければ、30年度には着工ということにならないと思います。

それでですね、先程言いました、今後検討を進めていくということなんですけれども、具体的にどのような形で進めていくのか。それから、先程、一般社団法人の話も出ましたが、形としては民営化ということで、一般の法人ということになっています。そういった意味で、なかなかあのそのゾーン、森林工芸館自体の改築、改修について意見を述べるという場面が、どういうところでそういう意見を述べる場面、集約することができるのかということが、今の状況ではちょっと分からない状況になっていると思います。

ですから、何か29年度、策定に向けて違う組織を作るですとか、森林工芸館改築に向けての策定委員会を作るですとか、そういった組織を作って、その中で意見集約して計画を作り込んでいくというのが必要だと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 私が答えられる範囲というのは限られているというふうに思いますが、このゾーンの中心となるのは森林工芸館だなというふうに考えています。この新しくできる森林工芸館ですが、私の思いとしては、現在の工芸館よりも沢山のオケクラフトが並ぶことを強く願っているところ

ろです。そのために作り手の方々のそれぞれに、どこよりもまずは仕上げた作品は工芸館へという思いを強くしていただきたいというふうに思っていますし、新しい工芸館はそう思える。そして、製作意欲を掻き立てる空間、工芸館にしたいなということを強く思っています。それが実現することで訪れる方々は素晴らしい作品に触れて、この工芸館でこのオケクラフトを購入したいと、工芸館で購入することがオケクラフトを購入する、何かステータスみたいなことになるのではないかなというふうに思っています。

もう一度訪れて、オケクラフトを手にしてみたいと思える、そんな工芸館にしたいということを強く思っています。訪れる方々にとって施設の中だけではなくて、森林工芸館の周りの環境も心地良いものにしていきたいなというふうに思っております。その実現は、早ければ早い方がいいなというふうに強く思っています。そのためには、多くの方々の意見を聞いていく必要があるなというふうに思いますし、教育委員会部局としては、やはり運営委員会及び作り手の方々の意見を聞くために、いろいろな場面を設定しながら新しい工芸館に向けての構想を作り上げていきたいなというふうに考えているところです。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 教育長の答弁のできる範囲でというようなことでしたけれども、確かに町長も何か言いたいのかなというふうに思いますが、先日、オケクラフト札幌展ということで札幌に出かけて行きました。会場に来てくれるお客さんは、まずほとんどの方が置戸の工芸館に行って物を買って来ましたよと、持ってますよと、そんなことからまた来ましたというようなお客さんがかなり多いです。

ということは、それだけクラフトを買いに森林工芸館、置戸町に来てくれたんだというふうに、本当にびっくりするぐらいの数が札幌周辺の方々でおられます。

そういうことを考えると、観光という面からも、あと、商工業という面からも考えても、やはり森林工芸館というのは置戸にとって大切な売り場だったり、施設だったりということなんだと思います。それを支えているのが教育委員会だと、そういうことでいうと、とても町外の人には驚かれます。中には、そろそろ教育委員会から放れて一般社団法人が全てを担った方がいいんじゃないかというような言い方をする人もいますけれども、基本的には、教育委員会が中心になってやっているという根っここの部分の思想と言いますか、オケクラフトが生まれた、そういった歴史と言いますか、そういうものを大切にしていかないと駄目なんだというふうに思います。

そんなことを踏まえながら、30年、31年に向けて進めていくということですが、29年度には、先程言いましたけれども、ある程度の形というよりも、しっかりした形を作り込まないと30年度の着工ということには間に合わないんだと思うんです。

それがどういう方向で形を作っていくのか、それは教育長、教育委員会部局としての関わり方というのが当然その中に大きなこととして出てくると思うんです。その辺り教育長が考える、作り込む手段ですね、手法、運営委員会に全てお任せするのか、それとも観光という面からいくと観光協会も関わっていくのか、例えば、商工会も関わるのか、そういうことを考えると、町内で有識者会議みたいなものを策定して、その中で工芸館の改築、改修、あのエリアの導線ですか、新しく、そういったものを練り込んでいくのか、その辺りをきちんと作らないと進んでいかないとと思うんですよ。

その辺り、教育長どういうふうな組織なりというものを作ってやった方がいいと思うのか、どうお考えかお伺いします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 一般社団法人化した置戸森林文化振興協会を立ち上げる時もそうだったんですが、いろんな場面で教育委員会部局として、そこら辺の意見を集約しました。その集約したものについては町長の方に挙げて意見を聞きながら、また次の会議に臨むというようなスタイルをしてきましたので、教育委員会部局でクラフトパーク構想についての意見を集約したものについては、町長の方に挙げて、そして意見をまたもらっていききたいというふうに思ってますし、また、その他の部分については、今、岩藤議員の話をも町長と聞いてますので、そこら辺のところ意見交換をしながら、私の方で進めていきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 教育長も町長と連携を取りながらということで答弁いただきました。一般社団法人の話も出ましたし、そのあたりの理事ですとか、理事長さんは副町長ですから、その中からの意見が森林工芸館の改修、改築についての意見を伝えていくということは、当然イコールという形になっていくんだと思いますけれども、ハード面ということで今回質問しているわけですが、社団法人の中でもやっと1年が経って、いろいろな不具合ですとか不都合ですとか、ハード面の中でいろいろ出てきているように聞いております。

また、先程13名の研修生を受け入れるということの中で、例えば、バスの中には最初から出ている話ですが、住宅付工房、住宅の建設なんていうのは、最初のクラフトパーク構想の中でも出てます。研修生募集するにあたって、先にハード面の部分の形が出来ていれば、そこに入ることを前提に研修生を募集するというのも可能なんだと思います。そういったことがないと、来る方の研修生も不安になるという部分もあったり、今実際に町内では、工房を新しく持つにしても場所がなくて右往左往しているという状況もあります。

今年3名卒業する研修生についてもですけど、そういったことも含めて、なるべく早い時期に策定していただいて、30年、31年に向けて進むということが本当に大事だというふうに思いますので、当然、教育委員会が僕は中心になってやっていくべきだというふうに思いますけれども、関係団体、いろんなところの人達の意見を組み込んで、是非進めていっていただきたいというふうに思います、いかがですか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今、岩藤議員がおっしゃったようなことも考えに入れながら進めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 何度も言いますが、総合計画では30年、31年ということなんです。29年度には、基本的に計画を作らないといけないということだと思います。それに向けて教育長の方から答弁いただきましたので、町長としっかりと連携を取っていただいて進めていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○佐藤議長 8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは、通告にしたがいまして町長にお伺いをいたします。公共施設、店舗改修の際の防犯カメラ等の設置推進をということではありますが、以前にも提案をさせていただいた事案であります。安心、安全の町づくりの観点から、公共施設、また、民間の店舗改修補助等の際、防犯カメラやセンサーライト、防犯灯等の設置を推進すべきではないかというふうに思っております。

防犯カメラの映像が事件解決に繋がった例は全国的にも見過ごすことのできない程の数値となっておりますことは、既にご存知かというふうに思います。また、防犯、犯罪の抑止だけではなく、今では、失踪者探しであったり、徘徊等、人口減もありますから、見守りといった観点からも大変有効なものだというふうに思っております。また、車載カメラ、ドライブレコーダーが普及することによって、万が一のことであっても事故や災害発生の原因究明に役立つのではないかというふうに思っております。

公用車等に取り付ける考えはないでしょうか。今いろいろとカメラについてお話を申し上げました。今回の台風災害で思ったのは、主要な橋や道路において、定点カメラ等が設置してあれば、対策本部等でかなり現状の把握ができたのではないかと。水量であったり、周辺の状況によっては、直ぐに橋の通行止めなどの対策が取れたのではないかと。

国や道と協議の上、監視カメラ、定点カメラを付けさせてはいかがでしょうか。

それからもう1点、地域自治会の負担増もあってか、なかなか進まない通学路等、暗いと思われるところの街路灯の増設ですが、これからの秋冬に向けて暗くなります。ソーラー、独立型の街灯設置の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 公共施設、店舗改修の際の防犯カメラ等の設置推進ということで、広範囲にわたっての対応策と言いましょうか、提案がありました。

大きな括りとしては、私も否定するものは一つもありません。基本的には、そのとおりだと思います。今の時代、時代背景等を考えると、こうした地方といえども、その必要性は少なからずあるだろうということは十分認識はしております。ただ、現実の問題としていろいろあるものですから、答弁させてもらいたいと思います。

初めに、防犯面から申し上げますが、本町での盗難事件と言いましょうか、平成27年度においては、車上荒らしが2件、あと、忍び込み、空き巣の被害、灯油の盗難、事務所荒らし、これらがそれぞれ1件ありました。トータルしますと、6件ということになりましようか。

平成28年度、本年度におきましては、8月末であります、空き巣の被害が1件ありました。また、毎年町の防犯協会等が行う車両の防犯診断、置戸、境野、勝山地区で実施しているわけですが、この点検で車両444台点検したわけですが、エンジンキーが付いたままというのが24台ありました。それと、ドアロックがされていない車両が72台という調査結果を聞いております。置戸の駐在所の方からは、いつも言われているんですが、車内に貴重品を置かない、きちんと施錠をする、そして、明るく人目に付く場所に駐車をするといった指導を受けておまして、広報を初め、ホームページ、あるいは情報メールを活用しながら注意喚起に努めているところであります。

交通安全対策と同様に、この防犯対策もそうですが、町民一人ひとりがこの防犯意識というものを

持って、犯罪の目を小さいうちに摘んでいく努力が必要だろうというふうにも思っているところでもあります。

次に、公共施設の街路灯ではありますが、防犯面あるいは施設の管理面からも必要数を設置しているところでもあります。また、本年は勝山地域から要望があったわけではありますが、勝山公民館の前ということになりましょうか、街路灯の設置の希望がありましたけれども、これについては既に設置をしたところでもあります。

施設への防犯カメラの設置についてであります。犯罪の抑止の効果があるということも思いますけれども、来訪者に威圧感を与えること、あるいはプライバシー等の問題、この点には心配する向きもあるんだということをご理解いただきたいと思います。

現在、公共施設への防犯カメラは、小学校、それから若者交流センターに限られておりますが、現時点でこれらを拡大するという必要性についてはあまりないように思っております。施設の管理面から金品等、貴重品は施設に置かない。夜間には事務所のカーテンを開放するというようなことも留意していただくように、それらの管理を徹底させているところでもあります。

また、店舗改修時の防犯カメラの設置についてでありますけれども、平成27年の4月に施行しております「美しい商店街奨励金補助事業」、この事業を活用していただいて、改修に合わせて設置していただけるかなというふうに思っております。

ただ、この事業がスタートしてからそうなのでありますが、この事業を活用して実施したところは平成27年度で9件。また、本年度4件ほど補助事業の利用がございました。しかし、議員から提案がありましたけれども、このカメラの設置についてというのは、率直に申し上げて相談も含めてであります。一つもなかったというのが実態であります。

それから、定点カメラについては、国や北海道ではご承知のように災害等の備えとして道路河川に設置しております。町内では、常呂川の学友橋のところではありますが、置戸の観測所の水位観測。それから、鹿の子ダムの放流監視の映像が国土交通省のホームページからも閲覧できるようになっております。現時点では、大規模な設備は難しいということから、当面は消防団あるいは職員による目視での状況把握ということでの対応と言いましょか、そんなことで努めていきたいというふうに思っております。

また、通学路の暗いと思われるところのソーラー独立型の街路灯の設置が必要でないかということではありますが、市街地も現在はLED化が進みました。かなり明るくなっていると思います。防犯対策でもお話を申し上げましたけれども、できればできるだけ明るいところを歩いてほしいなというふうにも思っているところでもあります。

現在のところ、学校あるいは地域から新たに街路灯の設置の要望は聞いておりませんが、必要に応じて関係機関あるいは道路管理者とも設置についての協議をしたいというふうに思っているところでもあります。

置戸駐在所でも、不審者が町内に入り込まないように昼夜のパトロールを行っているところでもあります。警察あるいは防犯協会、また自治連とも協力しながら、今後とも安心、安全の町づくりに努めてまいりたいと、このように思っているところでもあります。

冒頭申し上げましたけれども、全国的には非常に信じ難い事件も起きておりますから、そのことは

十分認識して対応を考えていかなければならない、それも地方の町にとっても必要な時代に入ってきたかなとは思っておりますけれども、現状そういうような状況だということも含めて答弁させていただきました。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 まず、街路灯についてであります。LED化され明るくなったと申しますが、返ってLED化によって暗くなったというふうに今言われております。さらには、暗いところに設置の要望がないというようなお話がありますが、よく耳にするのは、場所の特定は避けまされども、ないことはないというふうに思っております。

それから、今回の災害時において非常に気になった点であります。避難勧告、また指示等があっても、指示が出されたと言いますか、勧告が出されたのが夜間であって、暗い中避難先に行くというのを躊躇された方がかなりいたように思います。こういったことを考えますと、まして停電といったものと重なった場合、真っ暗な中で避難所に向かわななきゃならないという状況も考えられます。

そういった時に公共施設周辺、また道なりに独立型のソーラー型の街路灯を設置しておく、室内における避難誘導灯と言いますか、その代わりにもなるのではないかとこのように思っており、今回こういうお話をさせていただいたのも一つであります。

それから、防犯カメラ等においては、民間で取り付ける場合、プライバシーの関係で敷地内にカメラを向けなければならないというような状況があります。先程も、防犯、犯罪という点でのお話をさせていただきましたが、その後段でお話をさせていただいた、今では失踪者探しであったり、徘徊等の監視といった語弊がありますけれども、見守りといった観点でカメラを付けていただければなど。町での設置ですと、公共の広い範囲をカバーできることから、現在、進められているスポーツセンターの耐震補強の改修、その際、高い位置からカメラを設置をして、そういった見守りの視点と言いますか、そういったものを作ってもいいのではないかとこのように思うわけですが、その辺の点で改めて考えを伺いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 防犯も暴迫もそうでありましてけれども、具体的な対応ということになりますと、率直に申し上げていろんな意見があるだろうと思っております。議員がおっしゃられることも勿論そういう意見として沢山の方がそういうふうに思われている人達も沢山いると思っております。

しかし、一方ではこの行き過ぎるというものについて、非常に厳しい目というか、そういうものもあるということは事実だと思っております。そういう意味では、広範囲にわたっての議論ということが必要だと思っております。

それから災害に絡んでの、関係してのご意見もありました。今回の台風で私共がいろいろ反省しなければならぬ点もあります。しかし、そのことは同時に、町民の人達にも理解をしてもらわなければならないこともいろいろありました。これらについて、自治会活動と言いましようか、そういうレベルの中でも、きちっと議論する必要があると思っております。と言いますのは、ご承知のように自主避難も含めてであります。避難していただきました。避難していただきましたけれども、その後の自宅に帰るといふ部分については、行政の方から2～3名を施設の方に配置をしているわけですが、文字通り、帰る時も自主判断で帰るといふ強い避難者の判断と言いましようか、こんなことが現実の問題

としては沢山あるということでもあります。

しかし、災害が起きなかったからいいようなものであって、実際に避難したのにも関わらず、その後、何らかの事故が発生したという場合は、当然、行政として責任が問われるわけであります。しかし、責任を問われるということは、同時に自己責任もあるということ、この辺の共通の理解というか認識をしていかなければならないというふうに思っています。

ですから、総体的な議論ということで言えば、冒頭申し上げましたけれども、やはり自分の身を守るという観点からも、自分の責任と言いましょうか、そういうことも必要だというふうに思います。ただ、いろんな関係機関あるいは関係者が一堂に会して、こうした問題に対しての議論と言いましょうか、対策というものはやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

特に通学路の話が出ましたけれども、前にそういうような意見があって、当時の土木現業所といったらいいんでしょうか、今、建設管理部というふうに言われておりますけれども、こちらの方に話をして設置をしてもらったところもありますけれども、しかし、現実の問題として言えば、これで十分かどうかということになりますと、必ずしもそうではないということがあると思います。

それから、LEDで明るくなったじゃないかということに対して、灯りがあたる面積というか、これが狭まったと、逆にそういうことでの必ずしも明るくなったとは言えないんじゃないかというようなご意見だと思います。

しかし、前にも申し上げたような気がするんですけども、灯りがあそこにあるということでの一つの安心感というか、対応策の一つとして生きているものだぞということも言えるんじゃないかというふうに思います。

しかし、LED化によって全体的な明るさの問題がその地域の中であるとすれば、また検討することはやぶさかでないだろうと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 どうしても経費の面も含めて、なかなか色よい返事はいただけないのかなというふうに思っておりますけれども、いずれ私は必要になってくるのかなという思いがあります。

今後、少しでも明るい安心、安全な町づくりの計画の上でも、是非ともこういった視点を取り入れて今後の町づくりに頑張っていただきたいなというふうに思いますが、今一度よろしく願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員とそんなに考え方が違うとも思ってないです。ただ、安全な町、安心して住める町というのは、これは究極の願いであり目標であるというふうに思います。そうした観点からすると、うちの夜間における照明灯について、十分か十分でないかという議論は当然あると思います。

そういう中で、個人が果たさなければならないという責任も同時にそこにはあるだろうというふうに思います。しかし、個人では守りきれない、やりきれないという部分もあると思います。そういうところは当然ながら行政としてやらなければならない点だというふうに認識をしております。しかし、個々の置戸の町に住んでいる人達の共通の理解と言いましょうか、共有できるような着地点を見出ししていく、そのことがまさに安心、安全の町をつくっていくという目標にあるだろうと、こういうふう

に思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 万が一というような事案が発生しないことを願って、私からの一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から

◎日程第 6 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)まで
————— 4件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から日程第6 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 まず、議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 衛生費の中の畜犬対策等に要する経費の中で、今年は非常に蜂の発生が多いということで、先日、蜂の事故で亡くなった方も聞いておりますけど、追加額ですね、88万3,000円について内容をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。1点は、業者さんに委託した場合の、1件当たりの委託料がいくらになるのか。また、個人で、個人の住宅等でそういった蜂の巣が発見された場合、当然役場の方をお願いすると思うんだけど、そういった場合についての個人の負担というのはどうなるのか、その辺教えてほしいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 蜂駆除の状況ですが、平成26年度が49件、平成27年度が52件、平成25年度が229件でした。今回、平成25年度のベースを参考にしまして、平成25年5月から8月までで168件。9月、10月で61件でしたので、25年度を参考に見込みとして70件分。あと、同じ科目の中に野犬掃討の部分もありますので、その部分を蜂の方に回していたという関係もありますので、その分を調整しまして、88万3,000円の積算となっております。蜂の駆除の単価なんですけど、1件当たり消費税込みで、8,964円となっております。

ルールといたしまして、個人の住宅の軒先に蜂の巣ができていよということで、町民生活課の方にご連絡をいただきまして、私共の方から委託業者の方に駆除をしてくださいということで、委託をして駆除をしていただくというふうになっています。個人負担はいただいております。早急にやらないと危険なので、すぐ対応していただくように努めております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 企画費の民間住宅の建設の関係で、170万円補正してありますが、一つは、図面が出てきたのかどうかということを知りたいんですけども、申請の時にそういうのが出てきたんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 本制度ですが、6月の補正予算でご承認いただいた上で、7月1日からスタートいたしました。7月の広報に掲載をいたしまして、正式な申請ではなくて、事業を予定されている方の申し込みという形で受付をいたしましたところ、その時点では大よそ9月ぐらいまでに着工できる運びにしたいという内容でありました。概算事業費とか面積等の記載はございますけれども、その時点での図面はございません。なお、その時のお話としては、敷地の問題もありますので、確認申請出すまでには、役場の方とも少し協議をした中で進めていきたいというご相談内容でありました。現時点におきましても、まだ正式な確認申請の受付をいたしておりませんので、具体的な図面の中身が確定したという状況にはございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 図面が出てきていないということで前に進まないんですけども、正式に図面が出てきた段階で議会に提示してほしいということが1件と、当然8戸ですから駐車場の問題も出てくると思いますが、その辺も含めてどういう敷地の中にどういうものを建てるのかというのは、出てきた段階で知らせてほしいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 申請内容と審査の段階の話になりますと、ちょっとその時点での情報のご提供は、検討する必要があると思っています。それから、申請された方にご承諾を得た上で、議会の方になるべく情報提供できるように検討してまいりたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。

8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 道路橋梁の維持管理に要する経費で、今回、災害部分ということで追加補正があったわけですが、状況がよく私どもには分からないので知らせてほしいのは、現在、町道の復旧作業

を日夜やっておられると思うんだけど、被害全体の中で、現在、進捗状況というのかな、復旧の状況がどうなっているのか。大よそどれぐらいまで復旧しているのかということ。あと、直営だけではなかなか難しいところもあるんじゃないかと思うんですけど、そんな中で、いわゆる業者にやってもらう部分とか、そういった状況というのは、どのようになっているのか、どのように検討されているのか。それと、年内というか、最終的には復旧が大よそ完了するには、どれぐらいの月日がかかるのか、その辺の状況というのを概略でいいんですけど、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今現在、通行止めの区間の路線が3路線ございます。常呂川本流線、ダムの上ですね。それと、春日線。早川さんから奥です。それと、鹿の子沢線。鹿の子沢へ行くところの砂利道ですが、今のところ町道で完全に通行止めになっている区間です。それでですね、常呂川本流線につきましては、体験交流センターの下の道道が半分欠落している状況で、全くそれから奥に車両が通れない状況になっております。北海道とも打ち合わせはしているんですけども、おそらく本流線、この復旧は、災害査定の5ということなんですけども、その後、冬期間の通行止めの時期に入るということで、本流線につきましては、来年度以降の復旧になる見込みとなっております。

春日線につきましては、現在のところ通行止めにはしておりますけども、車が走って走れないような状況ではございません。ですので、ほかの作業状況、進行状況を見ながらなんですけども、いずれにしてもこの路線も冬期間は通行止めになる区間ですので、他の作業状況等を加味して総合的に判断していきたいと思います。

鹿の子沢線につきましても、同様に考えております。それで、民間の委託ということで、13節委託料で、165万円計上しております。これにつきましては、直営の手が回らないところというところで計上はしているんですけども、いずれにせよ民間に委託することになると、経費もかかる部分があります。ですから、これについては直営でやれる範囲は、なるべく直営でというふうには考えているんですけども、あとは、作業内容ですね。専門家、プロに任せればいいところはプロに任せなきゃならないという判断もしていかなきゃならないと思っております。この165万円につきましては、現在のところ、愛の沢の瀬戸さんのところの側溝が、80メートル、100メートル区間、欠落しているところがありまして、そこはやはりプロに任せなきゃならないかなというふうに判断して予算を計上しております。ただ、先程申したとおり、直営の作業量も加味しながら、総合的に判断していきたいと思います。あと、河川につきましては、応急箇所は、土砂上げ等の対応を行って何とかこれからの雨に備えていつている次第なんですけども、河川の方につきましても、これにつきましても直営でやれる部分と、委託してやらなきゃならない部分を今後判断しながら復旧に望んでいきたいなというふうに思っています。以上、簡単ですけど終わります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 関連するんですけど、町有林の管理の部分でも、林道が相当傷んでいるというか災害を受けているということなんですけど、今言った、作業工程の中に林道の補修分も視野に入れて直営っていいのか、その辺も考えているのでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 林道につきましても、直営の方でやる予定にはなっております。ここにありますが、予算計上100万円ですか、原材料費100万円計上しておりますけども、これについても砂利代です、町の維持の方で林道の方も手掛けていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。3項河川費。9款消防費。10款教育費、4項社会教育費、5項保健体育費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 災害対策費のところでお伺いをしたいと思いますけども、今回の台風の災害の時に、各避難所へ食品といいますか、そういうものの配達が随分滞ったというか、まだ準備がなかったせいなのかちょっとよく分かりませんが、随分時間がかかったり、調達に時間を要したというのが随分気になってはいたんですけども、今の食品類といいますか、その備蓄やなんかはどのようになっているのかお知らせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 まず、避難所を開設した時の準備の状況は、あまりきちんと出来てなかったと。ご指摘の点でありますけれども、正直申し上げまして、そういう状況を経験したことがないということで、少し職員の方も上手に開設、運営できなかったという部分については、反省しているところであります。

備蓄品の関係なんですけれども、前にもお話してましており、平成26年から5年計画で、主には運営するためのハード面的なものになりますけれども、発電機ですとか電灯ですとかっていったような部分については、ほぼ完了しております。それで、今現在、5年間の中で残されているのは、主には、食料品でありますとか、日用品でありますとか、そういった避難所生活が長くなる場合に必要となる物品については、大よそ5ヶ年計画のもとで、それから、当然、消費期限というものもありますので、その後は、毎年5分の1程度の更新ができるような形で計画をしているところであります。本年度までで既に3年目となりますので、全体量としては、ほぼ5割から6割程度、備蓄が予定量の6割程度になるという見込みであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 河川の関係ですか、国土交通省の管轄になるんだというふうに思うんですが、学友橋のところにかんりの量の立木っていうか、流れてきた木が詰まっている状態。それと、流雪溝から常呂川に出ていくところの水路の上側のコンクリート、かなり大きいものが3本ほど流されて川を中心の方に寄っていつているという状況がありますので、そこら辺も町でする事業ではないんですけども、国土交通省の方をお願いをする形になろうかと思いますが、十分によろしくお伺いをしたいなというふうに思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 流雪溝の樋門のブロックなんですけども、これにつきましては、開発建設部の河川事務所の方で現場を確認しておりまして、応急措置をしますということで報告を受けております。それと、学友橋の立木なんですけれども、これにつきましては、河川を占有している置戸町が撤去してくださいということで、河川事務所から言われております。これにつきましては、今、水量が多いものですから、今、川を越えてということは難しいと判断しております。これから、冬期間水量が減ってから引っ張って上げるような対策をしていかなければというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3項その他公共施設等災害復旧費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 災害復旧費ということでの関連ということでお聞きしたいんですが、今回、道路とか勝山のお墓とか、そういう公共施設の災害なんですけど、それ以外に、9月の5日に町内の作況調査をした中で、特に春日地区の仁居常呂川の氾濫によって浸食した農地が相当流されたということで現場を見させていただきましたが、川の氾濫によって農地が流水して農地災害としての取り扱いを、今どのような段階で行っているのか伺いたいです。というのは、その時のあれをどうするかっていうことは、町単でやるのか、あるいは、今土地改良事業が入っているからそれでやるのか、あるいは、また別な形で、この災害復旧工事でやるのか、その3つの中の選択肢だなという課長の方のお話ありましたが、現在、農地災害部分についての取り扱いについて状況を教えてほしいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 作況調査でご覧いただいた勝山仁居常呂川、勝山グリーンファームの耕作地でございますけども、大規模に河川からの土砂の流入、それから、表土の流動がございました。これにつきましては、農地債も検討いたしました。国の農地債につきましては、食料費等、自己負担で行うということと、所有者の意向もお聞きしながら進めたところ、河川の改修の度合い、それから、次年度以降、今、土地改良事業を行っている関係上、そこら辺を総合的に判断しながら早急に復旧するよりも時間をかけて十分耕作に耐えられるような畑になおしていきたいという意向もありまして、現在は、本年度、応急措置単費の小規模土地改良事業等での対応等を検討しながら進めているところでございます。

○佐藤議長 質疑の途中ですがしばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

〈議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。事項別明細書、12ページ、13ページ。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3項その他公共施設等災害復旧費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 災害復旧ということで、河川の氾濫ということで、秋田の方では訓子府川が、そして、勝山地区では仁居常呂川ということなんですけど、訓子府川については、例年っていうか地域から河川の堤防の築堤について要望が随分長い間出されていると思うんですけど、勝山地区の仁居常呂川については、ほとんどそういった築堤もなされてないし、将来的には、またあいつた水が出た場合に、下流部に氾濫する可能性が十分あると思うんですね。それで、常元の方は、ダムもあるし、ある程度そういった洪水の調整はできるんだと思うんですけど、春日の方はほとんどそういうことはないで、将来的に河川に対する要望っていうか築堤について、仁居常呂川なんですけど、そういった要望っていうのは、将来的に国なり道なりに要望していかなきゃならないということになるかと思うんですけど、その辺の今回の災害を糧に、具体的に何かそういう動きが町としてあるかどうか伺いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 訓子府川につきましては、今後、堤防の築堤の計画を北海道の単費を導入してやっていくということで、なかなか事業費がつかないんですけども話は出てきております。仁居常呂川につきましては、堤防の計画というのは、北海道の方ったらあれなんですけど、聞いてないような状況です。仁居常呂川、過去にも被災しております、被災したところは災害復旧で吊りブロックをやったりと、その部分は施しているんですけども、実際のところは、堤防の計画はないと聞いております。今後なんですけども、仁居常呂川につきましては、河道が高いというのか砂利が堆積しておりますので、まずその河道を下げるというようなことを北海道の方に要望していかなければならないというふうに判断しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金。15款財産収入、2項財産売払収入。19款諸収入、4項雑入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第59号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、5項葬祭諸費。3款後期高齢者支援金等。4款前期高齢者納付金等。6款介護納付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に進みます。

8ページ、9ページ。8款保健事業費。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第60号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、議案第58号から議案第61号までの4件を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 11時08分

再開 11時12分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号から議案第61号までの4件を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第3号）から議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの4件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第58号から議案第61号までの4件について討論を終わります。

これから議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第3号）から議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して採決します。

議案第58号から議案第61号までの4件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第58号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第61号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)までの4件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 決議案第1号 事務検査に関する決議

○佐藤議長 日程第7 決議案第1号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番、嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 ただいま議題となりました決議案第1号 事務検査に関する決議について趣旨の説明を申し上げます。

本案は9月26日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託されました、平成27年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するため、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものであります。

議決の内容ですが、

1. 検査事項は、平成27年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項
2. 検査方法
 - (1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。
 - (2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。
3. 検査権限

本会議は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、決議案第1号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第1号 事務検査に関する決議は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 意見書案第 3号 地方財政の充実・強化を求める
要望意見書から

◎日程第14 意見書案第 9号 指定団体制度の堅持など酪農政
策の確立に関する要望意見書

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第8 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書から日程第14
意見書案第9号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書までの7件を一括議題
とします。

お諮りします。

意見書案第3号から意見書案第9号までの7件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の
規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号から意見書案第9号までの7件については、趣旨説明を省略することに決
定しました。

これから、意見書案第3号から意見書案第9号までの7件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第3号から意見書案第9号までの7件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第9号 指定
団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書までの7件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第3号から意見書案第9号までの7件については、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第9号 指
定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書までの7件については、原案のとおり可決

されました。

◎日程第15 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第15 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成28年第6回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 11時20分